

佐賀県時短要請協力金に関するよくあるお問い合わせ

目次

<営業時間短縮について>	3
Q.対象となる区域はどこですか?	3
Q.要請内容はどういったものですか?	3
Q.20時までの時短営業とは、具体的にどういった状態ですか?	3
Q.酒類の提供時間に関する要請もありますか?	3
Q.時短要請の根拠は何ですか?	3
Q.時短要請に従わない場合、罰則はありますか?	3
<時短要請の対象等>	4
Q.対象施設はどこですか?	4
Q.時短要請の対象とならない店舗の具体的な例はどうなっていますか?	4
Q.県外の事業者も対象となりますか?	4
Q.大企業も対象となりますか?	4
<協力金の対象要件等>	5
Q.協力金の申請対象となるのはどのような事業者ですか?	5
Q.時短要請期間中に新たに開業した場合は協力金の対象となりますか?	5
Q.協力金は時短要請の全期間で営業時間を短縮する必要がありますか?	5
Q.終日休業した場合は対象になりますか?	5
Q.もともと5時から20時までの間のみ営業している店舗も対象となりますか?	5
Q.20時以降に料理を提供せず、引続き店内に利用客がいる場合は、時短要請に応じたものとして協力金の対象になりますか?	5
Q.20時を超えて営業している店舗が、20時以降テイクアウトやデリバリーに切り替えて営業する場合は協力金の対象となりますか?	6
Q.ホテルや旅館の食堂の営業を20時までに短縮した場合は、協力金の対象となりますか?	6
Q.ホテルや旅館の宴会場での飲食を20時までとした場合は、協力金の対象となりますか?	6
Q.業種別ガイドラインとは何ですか?	6
<協力金の金額について>	7
Q.協力金の申請はいつからで、いつもらえますか?	7
Q.売上高方式とは何ですか?	7
Q.大企業及びびみなし大企業の定義を教えてください。	7
Q.売上高減少額方式とは何ですか?	8
Q.同一事業者が店舗ごとに売上高方式及び売上高減少額方式をそれぞれ選択することは可能ですか。	8

Q.どの方式をとればよいですか？(中小企業・個人事業主に限る)	8
Q.協力金はいくらもらえますか？.....	8
Q.1日あたりの売上高はどうやって把握するのですか？.....	9
Q.「飲食業売上高は、テイクアウトの売上高を除いた金額となる」とあるが、店内飲食とテイクアウトの売上を分けることができない場合はどうすればよいですか？	9
Q.1日あたりの売上高は全事業所の売上ですか？.....	9
Q.売上高に飲食業以外の売上高が含まれている場合は、どうするのですか？.....	9
Q.複数店舗を運営している場合は、協力金はどのように算定するのですか？.....	9
Q.開店1年未満のため、前年度の5月の売上高がない場合はどうなりますか？.....	9
Q.直近1年以内に店名を変更したのですが、「令和2年6月以降に開業した店舗」として申請してよいですか？.....	10
Q.協力金は所得税や法人税等の課税対象になりますか？	10
<協力金申請手続>.....	10
Q.申請にあたり必要な書類は何ですか？.....	10
Q.複数店舗を運営していますが、一部店舗だけで要請に応じて協力金の対象となりますか？.10	10
Q.本人確認書類としてマイナンバーカード(個人番号カード)の写しを提出してよいですか？.....	11
Q.営業時間短縮の状況(変更前後の営業時間)が分かる書類とはなんですか？.....	11
Q.申請する際の店舗数はどのように捉えるのですか？.....	11
Q.店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者(委託先)が協力金の申請をすることはできますか？	11
Q.申請者と営業許可証の名義が異なる場合は対象になりますか？	11
Q.届出者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？.....	12
Q.確定申告書に収受印が押されていない場合はどうすればよいですか？	12
Q.確定申告を電子申告(e-TAX)で行っている場合はどうすればよいですか？.....	12
Q.確定申告を電子申告(e-TAX)で行っているが、受信通知がない場合はどのようにすればよいですか？.....	12
Q.税務署に確定申告書は提出済みですが、紛失等により控え(写し)がない場合は、どうすればよいですか？.....	12
Q.虚偽申請及び不正受給が発覚したらどうなりますか？.....	12

<営業時間短縮について>

Q.対象となる区域はどこですか？

A.佐賀県全域です。

Q.要請内容はこういったものですか？

A.5月10日(月)20時から5月23日(日)まで(14日間)の期間、飲食店の営業時間を5時から20時までとすることです。

Q.20時までの時短営業とは、具体的にどのような状態ですか？

A.20時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後8時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。

Q.酒類の提供時間に関する要請もありますか？

A.要請内容に沿った営業時間として頂ければ、酒類の提供時間は特に要請はありません。

Q.時短要請の根拠は何ですか？

A.新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請です。

Q.時短要請に従わない場合、罰則はありますか？

A.罰則はありません。

<時短要請の対象等>

Q. 対象施設はどこですか？

A. 飲食店、喫茶店、遊興施設（キャバレー、スナック、バー等）のうち食品衛生上の飲食店営業許可を受けている店。宅配やテイクアウトのみを行っているところは対象外となります。

Q. 時短要請の対象とならない店舗の具体的な例はどうなっていますか？

A. 時短要請の対象とならない店舗の例は、以下のとおりです。

- ・総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ・ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ・イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店（イートインスペースを有するパン屋やアイスクリーム店等の飲食店については対象）
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ・宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるネットカフェ・漫画喫茶
- ・キッチンカー
- ・ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ・結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合

Q. 県外の事業者も対象となりますか？

A. 県内に店舗があれば、対象となります。

Q. 大企業も対象となりますか？

A. 対象となります。

<協力金の対象要件等>

Q. 協力金の申請対象となるのはどのような事業者ですか？

A. 必要な許可等を取得の上、営業時間短縮要請の開始（令和 3 年5月10日（月曜日）20時）以前から県内で対象となる店舗を運営する事業者が対象となります。

Q. 時短要請期間中に新たに開業した場合は協力金の対象となりますか？

A. 5月11日以降に開業された場合は、対象となりません。ただし、感染拡大防止の観点から営業時間短縮に御協力をお願いします。

Q. 協力金は時短要請の全期間で営業時間を短縮する必要がありますか？

A. 令和3年5月10日（月）から5月23日（日）までの全期間、営業時間の短縮を行う必要があります。

Q. 終日休業した場合は対象になりますか？

A. 対象となります。

Q. もともと5時から20時までの間のみ営業している店舗も対象となりますか？

A. 対象となりません。

Q. 20時以降に料理を提供せず、引続き店内に利用客がいる場合は、時短要請に応じたものとして協力金の対象になりますか？

A. 対象となりません。20時から翌朝5時までの間、利用客がいない状態であることが必要となります。20時までに退店するよう利用客に御案内をお願いします。

なお、ライブハウス等飲食提供が主な目的ではない施設に対しては20時までの退店を求めませんが、20時から翌朝5時までの間飲食の提供をしない旨、張り紙をする

などして明示してください。

Q. 20時を超えて営業している店舗が、20時以降テイクアウトやデリバリーに切り替えて営業する場合は協力金の対象となりますか？

A. 20時から翌朝5時までの間、店内での営業を行わないよう要請するものであるため、20時以降に飲食スペースを閉鎖したうえでの、テイクアウトやデリバリーのみ営業する場合は対象となります。

Q. ホテルや旅館の食堂の営業を20時までに短縮した場合は、協力金の対象となりますか？

A. 食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、宿泊者以外にも飲食を提供する店舗であれば協力金の対象となります。

Q. ホテルや旅館の宴会場での飲食を20時までとした場合は、協力金の対象となりますか？

A. 食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、宿泊客以外にも飲食の提供を行っていれば協力金の対象となります。

Q. 業種別ガイドラインとは何ですか？

A. 自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。ガイドラインの一覧は、以下の内閣官房のページをご覧ください。

内閣官房ウェブサイト「業種別ガイドラインについて」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【飲食店関係のガイドラインの例】

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

<協力金の金額について>

Q. 協力金の申請はいつからで、いつもらえますか？

A. 申請は時短要請期間終了後の5月24日以降を想定しています。支払については申請から概ね1カ月程度を見込んでいますが、申請多数、書類不備の補正作業等によりお時間をいただく可能性がありますのでご了承ください。

Q. 売上高方式とは何ですか？

A. 前年度又は前々年度の営業時間等短縮要請月と同じ月の1日あたりの売上高を基に、協力金の支給額を算出する方式です。

この方式は中小企業・個人事業主のみ選択可能な方式です。

Q. 大企業及びみなし大企業の定義を教えてください。

A. 大企業の定義は以下のとおりです。

飲食業：資本金の額が5,000万円を超え、かつ常時使用する従業員の数が50人を超える会社及び個人

カラオケなどのサービス業：資本金等の額が5,000万円を超え、常時使用する従業員の数が100人を超える会社及び個人

また、みなし大企業とは、次の(1)～(4)のいずれかに該当する中小企業です。

(1) 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資

(2) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資

(3) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。

(4)その他大企業が実質的に経営を支配(大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など)する力を有していると考えられること。

Q. 売上高減少額方式とは何ですか？

A. 前年度又は前々年度の営業時間等短縮要請月と同じ月と比較した当年度の営業時間等短縮要請月の 1 日あたりの売上高の減少額から、協力金の支給額を算出する方式です。

この方式は大企業及び中小企業等において選択可能な方式です。

Q. 同一事業者が店舗ごとに売上高方式及び売上高減少額方式をそれぞれ選択することは可能ですか。

A. 可能です。

Q. どの方式をとればよいですか？(中小企業・個人事業主に限る)

A. 多くの申請者が売上高方式をとることになると推測されますが、1日あたりの売上高減少額が25万円を超える場合は、売上高減少額方式も計算し、比較してください。

Q. 協力金はいくらもらえますか？

A. 前年度又は前々年度の 1 日あたりの売上高により変動します。飲食業の 1 日あたり売上高が 83,333 円以下の場合(これは年間でいうと約 3,000 万円程度になります)、1 日あたりの協力金は 25,000 円です。

1 日あたりの売上高が 83,333 円以上の場合はその 3 割が 1 日あたりの協力金となりますが、上限は 75,000 円です。

大企業は1日あたり売上高減少額の4割が給付額となりますが、上限は 20 万円又は 1 日あたり売上高の 3 割いずれかの低い額となります(中小企業等でも売上高減少額方式の選択も可能です)。

なお、給付対象となるのは期間中全日程で時短営業に協力いただいた店舗のみと

なり、1日あたりでの支給はされないのでご注意ください。

Q.1日あたりの売上高はどうやって把握するのですか？

A.前年又は前々年の確定申告写しを提出いただき、日数で割り、算出します。

Q.「飲食業売上高は、テイクアウトの売上高を除いた金額となる」とあるが、店内飲食とテイクアウトの売上を分けることができない場合はどうすればよいですか？

A.一定期間(1週間)において実際の売上高における店内飲食の割合を測定し、その割合を用いてテイクアウトの売上を除いた飲食業売上高を算出してください。

Q.1日あたりの売上高は全事業所の売上ですか？

A.対象になる店舗単位の売上です。申請いただく店舗毎に1日あたりの売上高を算出いただきます。

Q.売上高に飲食業以外の売上高が含まれている場合は、どうするのですか？

A.1日あたりの売上高については、時短要請の対象となる飲食業の売上高だけが対象となるため、飲食業以外の売上高が含まれている場合は、原則として飲食業だけの売上高を提出していただく必要があります。

Q.複数店舗を運営している場合は、協力金はどのように算定するのですか？

A.協力金は店舗ごとに支給することになりますので、複数店舗を運営している場合は、店舗ごとに1日あたりの売上高を計算し、協力金を算定することになります。

Q.開店1年未満のため、前年度の5月の売上高がない場合はどうなりますか？

A.前年度の売上高がない場合でも、時短要請の対象に該当する店舗が時短要請に

協力したときは、協力金の支給対象となります。開店以来の売上高をその期間の日数で割った額を1日あたり売上高とします。なお、令和3年5月以降に開店した店舗は、過去の売上高が適切に把握できないため、1日あたりの協力金は25,000円とします。

Q.直近1年以内に店名を変更したのですが、「令和2年6月以降に開業した店舗」として申請してよいですか？

A.場所・代表者・業態が変わっていない場合は、店名が変更されていても継続した店舗と考えられますので、「令和2年5月以前に開業していた店舗」として申請してください。

Q.協力金は所得税や法人税等の課税対象になりますか？

A. 税務署から協力金は課税の対象になると聞いています。詳細については最寄りの税務署にご確認ください。

<協力金申請手続>

Q. 申請にあたり必要な書類は何ですか？

A. 現在、詳細について検討しているところですが、(1月の時短協力金と同様に)食品衛生法に基づく飲食店営業許可証や、時短営業を告知した店舗張り紙の写真、確定申告の写し等を予定しています。

Q. 複数店舗を運営していますが、一部店舗だけで要請に応じても協力金の対象となりますか？

A. 店舗単位での協力金交付となりますので、対象となります。ただし、感染拡大防止の観点から全店舗での営業時間短縮に御協力をお願いします。

Q. 本人確認書類としてマイナンバーカード(個人番号カード)の写しを提出して良いですか？

A. マイナンバーカード(個人番号カード)をご提出いただく場合は、表面(写真が入っている面)のみコピーしてご提出ください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは不要です。

Q. 営業時間短縮の状況(変更前後の営業時間)が分かる書類とはなんですか？

A. 今回の営業時間短縮等要請に応じて、令和3年5月10日から5月23日まで営業時間を変更したことがわかる看板や店頭貼り紙の写真、自社ホームページやチラシ、SNSの写しなどが考えられます。

Q. 申請する際の店舗数はどのように捉えるのですか？

A. 飲食店又は喫茶店の営業許可証により判断します。

Q. 店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者(委託先)が協力金の申請をすることはできますか？

A. 営業許可を受けている事業者を対象とした協力金ですので、営業許可を受けている方が申請してください。

Q. 申請者と営業許可証の名義が異なる場合は対象になりますか？

A. 名義が異なる場合は、別途追加で申請者と営業許可証の名義との関係を説明する理由書(所定の様式)を連名で作成し、提出することにより、認める場合があります。

Q. 届出者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

A. 振込先の口座は本人の口座に限ります。

Q. 確定申告書に収受印が押されていない場合はどうすればよいですか？

A. 提出する確定申告書の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」を提出してください。なお、1日あたりの協力金が2万5,000円を超えない場合、収受印の有無は問いません。

Q. 確定申告を電子申告(e-TAX)で行っている場合はどうすればよいですか？

A. 「受信通知(メール詳細)」を添付してください。

Q. 確定申告を電子申告(e-TAX)で行っているが、受信通知がない場合はどのようにすればよいですか？

A. 電子申告(e-TAX)の場合で、確定申告書の上部に「受付日時」、「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知(メール詳細)」の添付は不要です。

Q. 税務署に確定申告書は提出済みですが、紛失等により控え(写し)がない場合は、どうすればよいですか？

A. 管轄の税務署にて、「保有個人情報開示請求」により、確定申告書の写しの交付を受け、写しを提出してください。

Q. 虚偽申請及び不正受給が発覚したらどうなりますか？

A. 申請書の審査段階及び県民からの各種情報提供などにより、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、所轄警察署等へ速やかに通報するとともに、協力金を不正受給した事実が判明した場合は、支給した協力金額を返還していただく等、厳

正に対処します。

(例)

- ・実際には 20時以降もお客を滞在させて営業を行っているにもかかわらず、時短要請に応じたようにみせかけて申請している。
- ・以前から廃業・休業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかけて申請している。
- ・対象となる飲食店を運営する事業者(事業主)でないにもかかわらず、対象事業者を装って申請している。
- ・対象区域内に営業している店舗が複数あるにもかかわらず、全店舗が時短に対応したと見せかけて申請している。